

答申第31号

答 申

1 審査会の結論

平成25年5月23日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求及び自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成25年6月6日付けで行った公文書部分開示決定及び自己情報部分開示決定は、自己情報開示請求における事情聴取に係る報告内容を記載した記録のうち、非開示とした市職員の氏名及び単に事実関係を述べた部分については開示すべきであるが、その余の部分については妥当である。

また、不開示とした部分の理由について、実施機関は津市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第7条第2号、第3号及び津市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第16条第2号、第3号、第5号、第6号、第7号によるものとしたが、このうち個人情報保護条例第16条第3号及び第5号の適用については、適切とはいえない。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、情報公開条例第6条第1項及び個人情報保護条例第14条の規定により、実施機関に対し、平成25年5月23日付けで、「工事番号 平成23年度建維特第2号 工事名 美杉町下之川地内道路整備工事」について、次の通り本件開示請求を行った。

ア 津市役所職員において、入札時から工事終了までの間、会議打合せ（下記事故に関するものに限らず、本工事に関する一切の事項）をしたことの会議録、メモ等一切の書類（写真、図面を含む）

イ 受注者とのやりとりを記載した一切の書類（写真、図面を含む）

ウ 平成24年3月16日の事故（以下「本件事故」という。）について、津市役所職員から事情聴取をした内容を記載した一切の書類（写真、図面を含む）

エ 本件事故について、外部機関（警察、検察、労働基準監督署、労働局、マスコミ等一切の機関）及び津市議会議員とのやりとりを記載した一切の書類（写真、図面を含む）

オ 本件事故について、津市役所職員において会議打合せをしたときの会議録、配布資料、メモ等一切の書類

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書及び自己情報の記録の内容として、次の件名の公文書（以下「本件公文書」という。）及び自己情報の記録内容（以下「本件自己情報」という。）を特定した。

ア 本件公文書

(ア) 上記 2(1)アに対する公文書

- a 支出負担行為回議書
- b 入札参加資格審査結果報告書
- c 工事監督命令書
- d 検査実施依頼書兼検査実施通知書
- e 検査合格通知書
- f 工事監督復命書
- g 平成 23 年度建維特第 2 号美杉町下之川地内道路整備工事設計書
- h 平成 23 年度建維特第 2 号美杉町下之川地内道路整備工事変更設計書
- i 平成 23 年度建維特第 2 号美杉町下之川地内道路整備工事第 2 回変更設計書
- j 平成 23 年度建維特第 2 号美杉町下之川地内道路整備工事第 3 回変更設計書

(イ) 上記 2(1)イに対する公文書

- a 工事請負契約書
- b 工事変更請負契約書
- c 工事変更請負契約書
- d 工事変更請負契約書
- e 工事着手届
- f 建設業退職金共済証紙購入状況報告書
- g 変更工程表
- h 第 2 回変更工程表
- i 第 3 回変更工程表
- j 作業員名簿
- k 監督選任通知書
- l 工事打合簿（平成 24 年 1 月 16 日発議）
- m 通知書
- n 工事打合簿（平成 24 年 3 月 17 日発議）

- o 通知書
- p 施工計画書
- q 第1回変更施工計画書
- r 第2回変更施工計画書
- s 工事打合簿（平成24年3月22日発議）（平成24年1月17日発議）（平成24年3月22日発議）
- t 材料確認（検査）調書
- u 使用材料調書（平成24年2月20日）（平成24年1月30日）（平成24年2月1日）（平成24年2月15日）（平成24年2月13日）（平成24年2月17日）
- v 道路使用許可申請書
- w メール（ゲートについて）（工事打ち合せ簿（スライドゲート）の表紙について）（工事車両把握・工事連絡会議について）（V S補強配筋）（労基提出対策書（案））（5号箇所V S側溝加工品について）（4号箇所のU字溝について）
- x 工事打合簿（平成24年2月1日発議）（平成24年2月3日発議）（平成24年2月8日発議）（平成24年2月8日発議）（平成24年2月8日発議）（平成24年2月9日発議）（平成24年2月10日発議）（平成24年2月10日発議）（平成24年2月20日発議）（平成24年3月19日発議）（平成24年3月19日発議）（平成24年3月21日発議）（平成24年3月2日発議）（平成24年3月9日発議）（平成24年3月19日発議）
- y 休日・夜間の工事施工届
- z 工事履行状況報告書（平成24年1月31日）（平成24年2月29日）（平成24年3月28日）
- (a) 環境管理に係る配慮依頼事項について
- (b) 段階確認書
- (c) 工事事故報告書
- (d) 事故現場における工事再開のための安全確保について
- (e) 5号ヶ所施工予定表（F A X）
- (f) 工事完成報告書
- (g) 完成報告書

- (h) 出来高管理表
- (i) 品質管理表
- (j) 残土搬出伝票集計表
- (k) 産業廃棄物管理集計表
- (l) 交通警備員集計表
- (m) 教育・訓練実施記録
- (n) 社内安全パトロール
- (o) 新規入場者教育・登録票
- (㊦) 上記 2 (1)ウに対する公文書
不存在
- (㊧) 上記 2 (1)エに対する公文書
 - a 押収品目録交付書（平成 24 年 4 月 23 日）
 - b 押収品目録交付書（平成 24 年 6 月 7 日）
 - c 捜査関係事項照会書
 - d 取材内容報告書 5 件
 - e 建設水道委員会冒頭での下之川地内事故の状況報告
 - f 建設部所管の「美杉町下之川地内道路整備工事」における事故状況説明
 - g 道路整備工の事故に伴う書類送検の結果に係る資料について（送付）
 - h 調査照会書に係る回答について（依頼）
 - i 調査照会書に係る回答について（回答）
- (㊨) 上記 2 (1)オに対する公文書
 - a 建設工事等の事故等に関する報告書
 - b H 24. 7. 17 市長定例記者会見（市長想定質疑）
 - c 監督員研修について（通知）
 - d 工事における現場監督について
- イ 本件自己情報
 - (㊩) 作業員名簿
 - (㊪) 工事写真
 - (㊫) 津地方検察庁による事情聴取について（報告）起案日平成 24 年 11 月 30 日
 - (㊬) 津地方検察庁による事情聴取について（報告）起案日平成 24 年

10月25日

(カ) 平成23年度建維特第2号美杉町下之川地内道路整備工事の事故に係る聴取報告について 起案日平成24年7月31日

(カ) 聴取内容報告 起案日平成24年6月18日

(キ) 津労働基準監督署による事情聴取について報告 起案日平成5月29日

(3) 実施機関は、本件公文書及び本件自己情報について、開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、平成25年6月6日付けで公文書部分開示決定及び自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 本件公文書における開示しない部分

(ア) 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影部分等、個人に関する情報

(イ) 建設廃棄物受入れ施設名、積算内訳書内訳金額

(ウ) 本件事故について、津市役所職員から事情聴取をした内容を記載した一切の書類（写真、図面を含む）

イ 開示しない理由

(ア) 情報公開条例第7条第2号（個人情報）に該当するため

(イ) 情報公開条例第7条第3号（法人情報）に該当するため

(ウ) 当該文書は、公文書として作成及び取得していないため、不存在

ウ 本件自己情報における開示しない部分

(ア) 作業員名簿・工事写真のうち、個人の氏名、生年月日、年齢、顔写真

(イ) 事情聴取に係る報告書のうち、報告者、聴取者、聴取内容

エ 開示しない理由

(ア) 個人情報保護条例第16条第2号に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(イ) 報告者、聴取者、聴取内容については、個人情報保護条例第16条第2号、同第3号、同第5号、同第6号、同第7号に該当し、個人等の権利利益を害するおそれがあるため

(4) 異議申立人は、平成25年6月25日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消し、開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

情報公開条例第7条第2号及び個人情報保護条例第16条第2号について「公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの」に当てはめようとしているのだろうが、そもそも公務員が公務を行っている時は個人なのだろうか。情報公開の時だけ個人となるのはおかしい。「権利利益を害する」とは、個人の公務員の立場の権利利益を害すると捉えているとするならば、あまりにも都合の良い解釈と思う。

情報公開条例第7条第2号及び個人情報保護条例第16条第2号ただし書の「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」の趣旨に鑑み、私の生命、身体、健康、生活、財産を保護するためにも全面開示（当該職員の事情聴取、労基署の取調べの報告書、庁舎内の会合など）を求める。また、ただし書ウに「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報である時は、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」とあり、労基署で聴取を受けた職員の氏名及び聴取報告書などは、開示されるべきものと思われる。

個人情報保護条例第16条第3号の「法人に関する情報」は、異議申立人が受注会社社員であり、会社役員において異議申立人に対し、本件について何ら隠し立てすることもなく、情報を共有している意味においても、本号を適用する理由には当たらないと考える。

個人情報保護条例第16条第5号の「本人等に開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、不利益を及ぼすおそれがあるもの」とある。中立性に関しては、異議申立人は何ら法の専門家の指導も受けていないが、市側は顧問弁護士に相談したり、事故対策的なマニュアルが存在するように聞き、中立対等の立場ではない。また、職員が不利益を起こすことを懸念しているとすれば、知られたくない事実を隠しているものと想像するに値する。

個人情報保護条例第16条第6号について、イの「地方公共団体の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」に対しては、当事者（当該職員）に事故に対して何ら隠し立てすることがなく、落ち度がないのであれば、不当に地位も害されることはなく、隠すのは、都合が悪いことがあるからと

思われる。当該職員の行動に落ち度がないのであれば、開示されることが望ましい。オも同様に落ち度がないのであれば、市に正当な利益を害されることはないように思われる。

個人情報保護条例第16条第7号について、「犯罪の予防又は捜査の確保」とあるが、本件のような年度末工期に対して危険を承知しながらも、上司らに相談もせず、作業させたとするならば、今後の年度末工期というものを考え直す上でも開示されるべきものとする。

津市職員として服務の宣誓に関しても、「全体（市民）の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行する」と誓っており、誠実かつ公正に職務を遂行していただきたい。本件処分による不開示部分は、開示されたら当該職員が不利益となるため不開示されたとししか思われぬ。そうでないのであれば、市民の方に目を向け誠実かつ公正に全面開示とされることを望むものである。

また、刑事訴訟法第239条の②に、官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発をしなければならない。とあり、公務員として同様の事故を回避する上でも、全面開示を求めるものである。

本件について、年度末工期のあり方を考え直さないと、同様の事故が起こる可能性がある。そのような考えを改めてもらうためにも全面開示を希望するものである。

4 実施機関の部分開示理由説明

本件公文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影部分、建設廃棄物受入れ施設名及び積算内訳金額等については、情報公開条例第7条第2号（個人情報）及び情報公開条例第7条第3号（法人情報）に該当するため、開示しなかった。

また、本件自己情報のうち作業員名簿、工事写真のうち個人の氏名、生年月日、年齢及び顔写真については、個人情報保護条例第16条第2号に該当し、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、事情聴取に係る報告書のうち報告者、聴取者及び聴取内容については、個人情報保護条例第16条第2号、第3号、第5号、第6号、第7号に該当し、個人等の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

5 部分開示理由等説明書に対する異議申立人の意見の概要

情報公開条例第7条第2号及び個人情報保護条例第16条第2号ただし書き及びウに対しての説明を聞かせていただきたいと思う。

情報公開条例第7条第2号、個人情報保護条例第16条第2号について、

「公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの。」に当てはめようとしているようだが、そもそも公務員が公務を行っているときは個人なのか。情報公開の時だけ個人となるのはあまりに都合のよい解釈だと思う。

情報公開条例第7条第2号及び個人情報保護条例第16条第2号ただし書イの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」の趣旨に鑑み、私の生命、身体、健康、生活、財産を保護するためにも全面開示（当該職員の事情聴取、労基署の取調べの報告書、庁舎内の会合など）を求める。また、ただし書ウに「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報である時は、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」とあり、労基署で聴取を受けた職員の氏名及び聴取報告書などは、開示されるべきものと思われる。

津市職員として服務の宣誓に関しても、「全体（市民）の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行する」と誓っており、誠実かつ公正に職務を遂行していただきたい。本件処分による不開示部分は、開示されたら当該職員が不利益となるため不開示されたとしか思われぬ。そうでないのであれば、市民の方に目を向け誠実かつ公正に全面開示とされることを望むものである。

また、刑事訴訟法第239条の②に、官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発をしなければならない。とあり、公務員として同様の事故を回避する上でも、全面開示を求めるものである。

事情聴取に係る報告書について、津市職員として庁舎内で報告している内容については、公務員として職務の遂行に係る部分と思われるため、開示されるべきものとする。また、異議申立人は法については素人であるため「公務員の公務遂行中に係る情報が開示されると権利利益を害するおそれ」とはどのようなことを指すのか、また、今回の事故に係る情報が開示されるとどのように都合が悪いのか説明していただかないとわかり得ないものである。

6 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書及び本件自己情報のうち不開示とした部分について争っている。

異議申立人は、不開示部分については、全面開示を求めており、特に公務員の職務の遂行に係る部分は全面開示すべきであると主張している。

このことから、以下、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき部分開示決定の該当性について検討する。

情報公開条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号において不開示情報が定められている。

また、個人情報保護条例においても、第16条各号において不開示情報が定められている。

(1) 情報公開条例第7条第2号及び同条例同条第3号の該当性について

情報公開条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を不開示情報としたものである。また、情報公開条例第7条第3号は、法人等又は事業を営む個人（以下「当該法人等」という。）が有する正当な権利利益は、当該法人等の事業情報を公にすることにより害されるべきでないことから、公にすると当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を、いわゆる法人情報として不開示としたものである。

当審査会が実施機関から提出のあった資料を見分したところ、本件公文書の内、実施機関が開示しなかった個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影部分等については、個人に関する情報と言えることは明らかであることから、情報公開条例第7条第2号に該当すると言える。また、建設廃棄物受入れ施設名については、建設廃棄物再資源化に係る事業者間では競争があること、また、それら事業者のうち、どの事業者を選定するかは、工事請負者の任意に委ねられていることから、これらの情報の開示は、私企業間の取引関係を開示することとなり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、当該不開示部分は情報公開条例第7条第3項に該当すると考えられる。また、積算内訳金額等については、当該事業者の生産、技術等の情報であると考えられ、これらを開示することは、法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、情報公開条例第7条第3号に該当すると言える。

なお、実施機関が不存在とした、前述の2(1)ウに対応する公文書について、当審査会において提出資料等を見分したところ、そのような資料等は存在しなかった。

(2) 個人情報保護条例第16条各号の該当性について

ア 個人情報保護条例第16条第2号の該当性

個人情報保護条例第16条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合において、開示することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの、また開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがあるものは不開示とすることが定められている。

まず、本件自己情報の作業員名簿、工事写真のうち、実施機関が不開示とした、開示請求者以外の個人の氏名、生年月日、年齢及び顔写真について、実施機関は、これらの情報は社会通念に照らし個人の権利を害するおそれがあると説明する。これらの情報については、実施機関の説明どおり、開示請求者以外の個人に関する情報であることは明らかであることから、個人情報保護条例第16条第2号に該当すると言える。

また、事情聴取に係る報告書のうち、開示請求者以外の個人の氏名の部分（報告者及び聴取者以外の公務員の氏名は除く）は、前述と同様に開示請求者以外の個人に関する情報であり、同条例第16条第2号に該当すると言える。

異議申立人は、自身の生命、健康、生活、財産を保護するため、また、報告者、聴取者、聴取内容は、個人情報保護条例第16条第2号ただし書ウに該当し開示されるべきものであると主張する。

同条例同条同号ただし書ウは、当該個人が公務員等である場合において、その情報が職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示しなければならない旨の規定をしている。本件自己情報の事情聴取に係る報告書のうち、実施機関が不開示とした報告者である市職員の職、氏名及び報告者以外の市職員の職、氏名については、秘匿する理由も乏しく、同条例同条同号ただし書ウに該当する情報であり、開示すべきであると考えられる。聴取者については、後述の個人情報保護条例第16条第7号に該当する情報であると考えられる。また、聴取内容については、それが単に事実等が記載された部分であれば開示すべきであるが、報告者本人の主観的感情、反省及び感想が記述された部分については、同条例同条同号ただし書ウに該当する職務の遂行に係る情報であるとは言えず、不開示とすることが妥当な個人情報であると考えられる。

イ 個人情報保護条例第16条第3号の該当性

個人情報保護条例第16条第3号は、法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、本人等に開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるときには不開示とすることが定められている。

実施機関の説明によれば、聴取報告書の内容の一部が、それらを開示することで当該法人の名誉や社会的評価が損なわれると認められる情報であったため不開示としたとしている。確かに、その内容いかんでは開示することでの当該法人の名誉、社会的評価が損なわれることも考えられないこともない。しかしながら聴取報告書に記載してある内容は、直ちに当該法人の名誉や社会的評価が低下するものとは考えにくく、本号の該当性は認められない。

ウ 個人情報保護条例第16条第5号の該当性

個人情報保護条例第16条第5号は、本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、又は協議に関する情報であつて、本人等に開示をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることが定められている。

実施機関の説明によれば、本件自己情報のうち、津地方検察庁及び津労働基準監督署から本市職員が事情聴取を受けた全般的な内容の部分が本号に該当し、市と津地方検察庁及び津労働基準監督署との行政間の情報であり、その情報を開示すれば、今後、市と検察庁及び労働基準監督署の間で率直な情報交換が損なわれるおそれがあるということである。

しかしながら、同条例第16条第5号で規定するところの情報とは、本市、国、または他の地方公共団体等の内部又は相互に独立の主体として、審議、検討又は協議を行うことに関する情報であつて本人等に開示することにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものを指し、本件のように市職員が事情聴取を受けた内容を所属長宛に記載した報告書は、本号に該当しないと考えられる。

エ 個人情報保護条例第16条第6号の該当性

個人情報保護条例第16条第6号は、本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、本人等に開示をすることにより、市、国又は市以外の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある個人情報を不開示とする旨、定めたものである。

本号該当性について、実施機関は、本件自己情報の事情聴取に係る報告書を開示すれば、今後、被聴取者が率直な意見の表明を躊躇し、聴取に関する内容が形骸化、あるいは、今後の事実認定が困難になるおそれがあることからと説明している。

これに対し、異議申立人は、市職員に落ち度がないのであれば、当事者としての地位を不当に害されることもない、不開示とするのは都合が悪いことがあるからであって、市職員の行動に落ち度がないのであれば開示されることが望ましいと主張する。

当審査会が本件自己情報のうち聴取報告書を見分したところ、津地方検察庁及び津労働基準監督署の具体的判断内容と思われる部分については、被聴取者に対する聴取が被疑者としてされたものか参考人としてされたものかの別に関する報告部分とともに、同様に本号に該当するものと考えられる。

しかし、聴取内容の中には単に事実のみを記載した部分も認められる。

これらにつき、実施機関は、開示されることにより、以降、被聴取者が事故の供述を控えようとしたり、虚偽若しくは杜撰な報告をするものが生じるおそれがある、と主張する。なるほど、そのようなおそれが全くないとは言えないものの、他方、もし供述を控えることがあればそのことが事件への関与や惹起への責任につき疑いを生じさせる契機ともなりうるもので、むしろその者に不利に働くことも考えられるだけでなく、虚偽または杜撰な報告をしたことが後に判明すれば、そのような報告をしたこと自体が人事評価の対象となりうるであろう。さらに、一般に、市の人事評価では、本人からの報告書のみが人事評価の資料となるのではなく、報告書に基づく本人及び関係者からの聞き取り調査もされるであろうから、報告書等の開示が以降の同種事件について事件内容の適切な把握を困難とし、人事に支障を及ぼすとのおそれは、必ずしも大きくない。

また、開示による関係機関の捜査・調査方針や市内部の人事方針に影響を及ぼすおそれにしても、当審査会が聴取報告書を見分した限りでは、本件では、労働基準監督署及び検察庁の聴取内容は、質問項目の設定、内容、並びにこれに対する被聴取者の応答内容を見ても、同種事件につき立件が視野に入っている場合に問われる一般的事項に関するものであるか、または本件に固有の聴取事項があるとしても、通常、聴取内容として想定し得る範囲内の事項にとどまっており、しかも前記したように、報告書中、労働基準監督署及び検察庁の具体的判断に関わると解される部分は非開示としているのであるから、本件において、関係機関の捜査・調査方針や市内部の人事方針に影響を及ぼすおそれも大きくないと考えられる。

よって、本件では、開示による事務事業への支障は必ずしも大きくないと考えられることから、労働基準監督署及び検察庁の具体的判断を除いたところの、事実のみを記載した部分は、個人情報保護条例第16条本文にいう開示すべき情報に該当する。

オ 個人情報保護条例第16条第7号の該当性

個人情報保護条例第16条第7号は、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他公共の安全を確保するため、本人等に開示をしてはならないと認められる情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある個人情報については、不開示とすることを定めたものである。

実施機関の説明によれば、刑事事件に関する証拠物件の写しと同等のものであるという判断の中、本件自己情報の聴取報告書の全部を本号に該当するとして不開示としたとのことである。当審査会が聴取報告書を見分したところ、聴取者の氏名及び捜査に関する具体的判断に係る部分は、実施機関の言うように、それらを開示することで、津地方検察庁並びに津労働基準監督署における今後の捜査に支障を及ぼすおそれも考えられることから、本号の該当性は認められると考えられる。一方で異議申立人は、本号について、本件における市側の年度末工期を改め再考する上での開示を主張するが、それらは、開示する理由とはなり得ない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、当審査会として付言するに、本件においては、実施機関が特定した事故報告書は「第一号様式（第9条関係）平成24年3月19日付

建設工事等の事故等に関する報告書」のみであるが、本件のような重大事故に関するものとしては、粗略なものとの感を免れない。本件のような重大事故が生じたときには、市としてより詳細な報告書を作成し、速やかな事故原因等を調査、また、事故原因の所在及び責任の所在を究明し、今後、同種の事故の再発防止策を検討することが望まれるところである。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 7月17日	諮問書の受付
平成25年 9月27日	諮問案件の審議並びに異議申立人及び実施機関からの口頭意見陳述
平成25年11月22日	諮問案件の審議及び実施機関への聴取
平成25年12月18日	諮問案件の審議
平成26年 1月16日	諮問案件の審議
平成26年 2月24日	諮問案件の審議
平成26年 3月26日	諮問案件の審議
平成26年 4月18日	諮問案件の審議
平成26年 5月 8日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
副会長	橋 本 陽 子 (平成25年12月31日まで)
委 員	秋 山 明 子
委 員	白 石 友 行
委 員	山 川 久仁子